

役員 of 経歴・任期

(平成28年10月1日現在)

役職	氏名	就任年月日	任期	経歴
理事長	◎田中 壮一郎 <small>たなか そういちろう</small>	平成 20.4.1	平成25.4.1～ 平成29.3.31	昭和48.4 文部省 平成6.4 香川県教育委員会教育長 平成15.1 文科省スポーツ・青少年局長 平成16.7 文科省生涯学習政策局長 平成19.1 文科省文部科学審議官 平成19.7 退職 平成19.8 国立青少年教育振興機構理事 平成20.4 現職
理事	◎松川 憲行 <small>まつかわ のりゆき</small>	平成 27.4.1	平成27.4.1～ 平成29.3.31	昭和60.4 文部省 平成4.8 大分県教育庁生涯学習課長 平成6.8 文部省学術国際局国際企画課課長補佐 平成14.12 京都大学総務部長 平成17.4 文部科学省研究振興局情報課長 平成23.4 北陸先端科学技術大学院大学特別学長補佐 平成25.4 山梨大学理事 平成26.8 国立青少年教育振興機構総務企画部長 平成27.4 現職（役員出向）
理事	◎久保田 達也 <small>くぼた たつや</small>	平成 28.4.1	平成28.4.1～ 平成30.3.31	昭和57.4 筑波大学 平成9.4 北陸先端科学技術大学院大学総務部庶務課長 平成12.4 文部省生涯学習局社会教育課課長補佐 平成13.4 放送大学学園教務部大学院課長 平成17.4 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課課長補佐 平成19.1 文部科学省生涯学習政策局政策課課長補佐 平成20.11 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室長 平成22.4 神戸大学総務部長 平成25.1 九州工業大学理事 平成28.4 現職（役員出向）
理事	伊野 亘 <small>いの わたる</small>	平成 28.4.1	平成28.4.1～ 平成30.3.31	昭和60.4 新潟県公立学校教員 平成15.4 国立妙高少年自然の家事業課長 平成18.4 国立妙高青少年自然の家事業推進課長 平成20.4 長岡市立越路西小学校長 平成23.4 上越市教育委員会学校教育課副課長 （兼）教育センター一副所長 平成24.4 国立妙高青少年自然の家所長 平成28.4 現職

理事 (非常勤)	◎明石 要一 あかし よういち	平成 26. 4. 1	平成 28. 4. 1～ 平成 30. 3. 31	昭和 51. 4 平成 5. 1 平成 17. 4 平成 17. 4 平成 25. 4 平成 26. 4 平成 26. 4	千葉大学教育学部助手 千葉大学教育学部教授 千葉大学教育学部長 千葉大学副理事 国立青少年教育振興機構顧問 千葉敬愛短期大学学長（現職） 現職（非常勤）
理事 (非常勤)	鈴木 みゆき すずき	平成 28. 4. 1	平成 28. 4. 1～ 平成 30. 3. 31	昭和 56. 4 昭和 63. 4 平成 2. 4 平成 12. 4 平成 19. 10 平成 20. 4 平成 26. 4 平成 28. 4	東京成徳短期大学幼児教育科講師 昭和学院短期大学被服科助教授 聖徳大学短期大学部非常勤講師 聖徳大学短期大学部・大学・大学院助教授 （平成 18 年教授） 和洋女子大学人文学部教授 和洋女子大学人文学群教授 和洋女子大学人文学群学類長（現職） 現職（非常勤）
監事 (非常勤)	原口 秀夫 はらぐち ひでお	平成 27. 4. 1	平成 28. 9. 1～ 平成 32 年 事業年度財務諸表 承認日	昭和 52. 4 平成 21. 4 平成 23. 6 平成 23. 6 平成 23. 6 平成 24. 6 平成 27. 4	安田火災海上保険株式会社入社 常務執行役員 退任 公益財団法人損保ジャパン美術財団常務理事・館長 株式会社千葉興業銀行監査役 公益財団法人損保ジャパン美術財団 （現 公益財団法人損保ジャパン日本 興亜美術財団）専務理事・館長 現職（非常勤）
監事 (非常勤)	鈴木 眞理 すずき まこと	平成 23. 7. 1	平成 28. 9. 1～ 平成 32 年 事業年度財務諸表 承認日	昭和 53. 4 昭和 58. 4 昭和 61. 4 昭和 63. 6 平成 20. 4 平成 21. 4 平成 25. 4 平成 23. 7	東京大学教育学部助手 岡山大学教育学部講師 東京大学教育学部講師 東京大学教育学部助教授 青山学院大学文学部教授 青山学院大学教育人間科学部教授 青山学院大学教育人間科学部長（現職） 現職（非常勤）

※役員の経歴・任期は、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条 ②特殊法人等整理合理化計画（H13. 12. 19 閣議決定） ③公務員制度改革大綱（H13. 12. 25 閣議決定） ④特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（H14. 4. 26 閣議決定）に基づき公表しています。（氏名の前に◎のある役員は、②～④による公表対象者です。）